



平成29年2月23日
門 司 税 関

覚醒剤の押収量が大幅に増加！！

- ・ 洋上取引による約100キロの大量覚醒剤密輸入事犯を摘発
- ・ 航空、海上旅客による覚醒剤密輸入事犯を相次いで摘発
- ・ MDMA密輸入事犯を6年ぶりに摘発
- ・ 指定薬物の摘発件数、押収量がともに減少

～平成28年の門司税関における関税法違反事件の摘発状況等について～

1 不正薬物

- ◇ 不正薬物の密輸入事犯の摘発件数は20件（前年比36%）、押収量は約105キログラム（前年比33倍）

[覚醒剤事犯]

- 摘発件数は4件（前年比133%）、押収量は約104キログラム（同65倍）であり、前年に比べ押収量が大幅に増加
- 洋上取引による1件を除く3件は旅客（海上旅客を含む）による密輸入事犯で、旅客の国籍等はアメリカ、日本及び台湾
- 仕出地は、中国、スペイン、韓国及び台湾

[大麻事犯]

- 摘発件数は4件（前年比80%）、押収量は約235グラム（同38%）であり、摘発件数、押収量ともに減少
- 全て国際郵便物を利用した密輸入事犯で、仕出地はバングラデシュ、ドイツ、アメリカ及びグアテマラ

[麻薬事犯]

- 摘発件数及び押収量は、MDMAが2件（前年比全増）で約490グラム（同全増）、その他の麻薬が2件（同33%）で約8グラム（同4%）
- MDMAは日本人航空旅客による密輸入事犯
- その他麻薬は2件とも国際郵便物を利用した密輸入事犯で、「GHB」及び「MDPV」と呼ばれる麻薬
- 仕出地は、MDMAはフランス、その他麻薬は中国及びアメリカ

[指定薬物事犯]

- 摘発件数は7件（前年比17%）、押収量は約130グラム（同16%）で、前年（4～12月）と比べ大幅に減少
- 全て国際郵便物を利用した密輸入事犯で、仕出地は中国が6件、オランダが1件

2 不正薬物以外の主な不正輸入事犯

➤ 航空旅客による韓国等からの金地金密輸入事犯を相次いで摘発

3 社会悪事犯に係る物件別摘発件数及び押収数量

年 別 物件別	24年	25年	26年	27年	28年	前年比
(1) 不正薬物						
覚醒剤 (件)	3	7	8	3	4	133%
(g)	111,754.25	14,944.53	153,479.48	1,587.68	103,780.53	65倍
大麻 (件)	7	2	1	5	4	80%
(g)	6,070.23	456.99	491.46	612.57	234.69	38%
大麻草 (件)	5	2	1	0	3	全増
(g)	95.23	456.99	491.46		234.65	
大麻樹脂 (件)	2	0	0	5	1	20%
(g)	5,975.000			612.57	0.04	0%
MDMA (件)	0	0	0	0	2	全増
(g)					478.60	
(錠)					17	
その他麻薬 (件)	0	2	1	6	2	33%
(g)			2.97	200.11	8.24	4%
向精神薬 (件)	2	1	0	0	0	—
(錠)	725	34				
指定薬物 (件)	—	—	—	41	7	17%
(g)	—	—	—	801.57	130.50	16%
その他 (件)	0	0	0	0	1	全増
(件)	12	12	10	55	20	36%
合計 (g)	117,824.48	15,401.52	153,973.91	3,201.93	104,632.56	33倍
(錠)	725	34			17	全増
(2) 銃砲						
銃 砲 (件)	0	0	1	1	0	全減
(丁)			1	1		
実 包 (件)	0	0	0	2	1	50%
(発)				6	6	100%

- (注)
- ・ 当関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、当関が関与した事件を含む。
 - ・ 覚醒剤は、覚醒剤原料を含む。
 - ・ 大麻樹脂は、大麻樹脂の他、その他の大麻製品を含む。
 - ・ その他麻薬は、麻薬及び向精神薬取締法に規定される「麻薬」でMDMA以外のものを計上。
 - ・ 指定薬物は、平成27年4月1日に関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加された。
 - ・ 実包は、拳銃用実包以外の実包を含む。
 - ・ 平成28年の「その他麻薬」は、「4-ヒドロキシ酪酸(別名GHB)を含有する液体」及び「1-(3,4-メチレンジオオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オンの粉末(通称MDPV)」。
 - ・ 平成28年の「その他」は、けしがら(1本)。
 - ・ 平成28年の数値は速報値である。

4 事例紹介

《覚醒剤》

【事例1】洋上取引により密輸入された大量の覚醒剤を摘発

平成28年2月、門司税関調査部は、関係各税関及び警察、海上保安庁、麻薬取締部と共同調査を実施し、暴力団幹部らが小型船舶を利用して東シナ海の海上で船籍不詳の船舶から受取り、鹿児島県の離島に陸揚げして密輸入した

覚醒剤 約100キログラム

を発見、摘発した。



【事例2】バックパック背当て部分等に工作隠匿された覚醒剤を摘発

平成28年8月、福岡空港税関支署において、スペインからフランス及び韓国を経由して福岡空港に到着したアメリカ人男性旅客に対する携帯品検査により、同人携行のキャリー付ボストンバッグに収納されたバックパックの背当て部分及び前面部分に隠匿された

覚醒剤 約2,800グラム

を発見、摘発した。



【事例3】 土産品の紙箱内に隠匿された覚醒剤を摘発

平成28年10月、博多税関支署において、韓国から高速旅客船に乗船して博多港に到着した日本人男性旅客に対する携帯品検査により、同人携行のスーツケースに収納された土産品（乾燥高麗人参）の紙箱内に隠匿された

覚醒剤 約1,100グラム

を発見、摘発した。



《大麻》

【事例4】 国際郵便物に隠匿された大麻（大麻草）を摘発

平成28年4月、門司税関福岡外郵出張所において、バングラデシュ来国際スピード郵便物に対する郵便物検査により、郵便物に収納された香辛料の入った袋内に隠匿された

大麻（大麻草） 約220グラム

を発見、摘発した。



【事例5】 国際郵便物に隠匿された大麻（大麻草）を摘発

平成28年11月、門司税関福岡外郵出張所において、アメリカ来航空小包郵便物に対する郵便物検査により、郵便物に収納された水筒内に隠匿された

大麻（大麻草） 約14グラム

を発見、摘発した。



《麻薬》

【事例6】 菓子袋内に隠匿されたMDMAを摘発

平成28年1月、福岡空港税関支署において、フランスから韓国を經由して福岡空港に到着した日本人男性旅客に対する携帯品検査により、同人携行のスーツケース内に収納された菓子袋内に隠匿された

MDMA 約480グラム

を発見、摘発した。



〔参考資料〕 門司税関における関税法違反事件の犯則態様別処分件数

		24年	25年	26年	27年	28年	前年比	構成比
告 発	禁制品輸出入事犯	10	10	15	18	22	122%	92%
	関税ほ脱事犯	0	0	0	0	0	-	-
	無許可輸出入事犯	6	6	5	4	2	50%	8%
	虚偽申告事犯	1	1	0	0	0	-	-
	その他秩序犯	0	0	0	0	0	-	-
	計	17	17	20	22	24	109%	100%
通 告	禁制品輸出入事犯	14	3	4	25	27	108%	37%
	関税ほ脱事犯	6	2	1	5	0	全減	-
	無許可輸出入事犯	19	6	18	26	44	169%	60%
	虚偽申告事犯	0	0	0	0	2	全増	3%
	その他秩序犯	0	0	0	0	0	-	-
	計	39	11	23	56	73	130%	100%



問合せ先 門司税関 税関広報広聴室
TEL 050-3530-8333